平成２８年（フ）第３６号
秋田県仙北市田沢湖神代字国館81番地、前住所秋田県大仙市太田町斉内字小曽野214番地１
破産者　佐藤　優子（旧姓小松）
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２２３号
茨城県古河市緑町２番19号、開始決定時の住所茨城県古河市女沼1161番地１
破産者　永塚　喜好
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９５０号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目64番地２　山ゆり荘202
破産者　末永　　渉
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７２号
神奈川県藤沢市遠藤784番地の６　ラフィーネＡ102
破産者　成川　泰弘
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３４号
神奈川県藤沢市大庭5682番地の７　パークサイド駒寄４－301
破産者　渡邉　俊美
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９８号
横浜市港南区上大岡西１丁目19番21号　山田ビル302号
破産者　田中とし子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２２号
新潟市東区河渡本町21番７号　ロマニーヒルズ102号
破産者　川崎　正夫
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５２号
長野県安曇野市豊科4919番地18　メゾンマロニエ105
破産者　中澤　　勝
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５３号
長野県安曇野市豊科4919番地18　メゾンマロニエ105
破産者　中澤美枝子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字菅田63番地202、前住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字菅田61番地　202
破産者　川畑　　亮
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
愛知県安城市朝日町15番18号　Ａ・Ｃｉｔｙ朝日町211
破産者　中川　重男
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
愛知県豊田市野見山町１丁目103番地17　レジデンスＫ201号
破産者　小尾　賢郎
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県明石市大久保町大窪2489―６－404、住民票上の住所兵庫県明石市小久保３丁目14番地の17　スクエア・ヴィレッジ103号
破産者　林　　直博
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
兵庫県明石市大久保町大久保町1111番地202号
破産者　芝本　昭人
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
神戸市垂水区福田５丁目４番21号　ミノルマンション201号、前住所神戸市垂水区松風台２丁目１番２―709号
破産者　米村　泰子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
香川県東かがわ市松原370番地４
破産者　池田アキ子（旧姓橋本）
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０号
愛媛県宇和島市丸穂町３丁目２番18号
破産者　宮本　昭次
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県宇和島市津島町柿之浦806番地
破産者　清家　秀文
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部